

長岡西ロータリークラブ慶弔規程

目 的

本規程は、長岡西ロータリークラブ会員（以下、「会員」という）および家族に対する慶弔、傷病や災害等の見舞いに関するものである。なお、慶事については、会長に連絡のあったものに限り適用する。

第1条 会員および会員の子が結婚した場合

- (1) 会員 祝金として 30,000 円を贈る。
- (2) 会員の子 祝金として 30,000 円を贈る。ただし、会長もしくはその代理人が結婚披露宴に類する式典に出席する場合に限る。

第2条 会員が受勲・受賞および主たる事業所の新築等の慶事があった場合

祝金として 10,000 円を贈る。ただし、会長もしくはその代理人が祝賀式典等に出席する場合は、30,000 円または会費に準ずる。

第3条 会員が入院または入院に準ずる傷病に罹った場合

見舞金として 10,000 円を贈る。

第4条 会員の自宅および事業所が災害に遭った場合

見舞金として 10,000 円を贈る。

第5条 会員および家族が死亡した場合

- (1) 会員 香典 30,000 円と生花 1 基を贈る。
- (2) 会員の配偶者 香典 30,000 円と生花 1 基を贈る。
- (3) 会員の一親等 香典 10,000 円を贈る。

第6条 本クラブの元会員が死亡した場合は、理事会において協議する。ただし、緊急を要する場合は、クラブ細則の第9条第3節の規定に沿って、会長、副会長、幹事、会計のうちの3名の同意があれば速やかに対応し、後日の理事会において事後報告することを了とする。ただし、通常の上限は香典 10,000 円までとするが、上限を超える必要があると判断される場合であっても、現会員の場合を超えない範囲までとする。

第7条 本規程にない事項については、理事会において協議する。なお、著しく経済状況が変化したときは、理事会において協議し、本規程にある金額および条件その他を改正することができることとする。

(附則)

1. 本規程は、2004年7月1日から適用する。
2. 本規程は、2020年6月18日の理事会において、語句の修正と、第6条および第7条の規定の修正が承認され、改正された。
3. 本規程は、2023年6月8日の理事会において、第2条の規定の修正が承認され、改正された。